

# 目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3

## 第 1 号 (3月6日)

開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	6
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
平成21年度村長所信表明	10
諮問第1号の上程、説明	22
同意第1号の上程、説明	23
同意第2号の上程、説明	23
同意第3号の上程、説明	24
同意第4号の上程、説明	24
議案第6号の上程、説明	25
議案第7号の上程、説明	26
議案第8号の上程、説明	26
議案第9号の上程、説明	27
議案第10号の上程、説明	30
議案第11号の上程、説明	31
議案第12号の上程、説明	32

議案第13号の上程、説明	33
議案第14号の上程、説明	34
議案第15号の上程、説明	36
議案第16号の上程、説明	39
議案第17号の上程、説明	41
議案第18号の上程、説明	43
議案第19号の上程、説明	44
議案第20号の上程、説明	46
散会の宣告	47

## 第 2 号 (3月9日)

開議、散会の日時	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	49
事務局出席者	50
議事日程	50
開議の宣告	51
一般質問	51
新城 一 智 議員	51
金城 勇 議員	60
平 良 嗣 男 議員	66
散会の宣告	69

## 第 3 号 (3月10日)

開議、散会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	72

議事日程	72
開議の宣告	74
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、採決	74
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	74
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	75
同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	77
議案第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	77
議案第7号の質疑、委員会付託	78
議案第8号の質疑、委員会付託	79
議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	81
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	81
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	82
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	85
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	86
議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	86
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
諸般の報告	88
休会について	89
散会の宣告	89

#### 第 4 号 (3月13日)

開議、散会の日時	91
出席議員	91
欠席議員	91

地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	91
事務局出席者	92
議事日程	92
開議の宣告	93
議案第9号～議案第14号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	93
散会の宣告	98

## 第 5 号（3月18日）

開議、閉会の日時	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	99
事務局出席者	99
議事日程	99
開議の宣告	101
議案第7号及び議案第8号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	101
議案第15号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	103
陳情第1号及び陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	111
閉会の宣告	114
署名議員	114

平成21年第3回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 平成21年3月6日 会期13日間  
閉会 平成21年3月18日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月6日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平成21年度村長所信表明・議案提案説明
3月7日	土	休 会		
3月8日	日	休 会		
3月9日	月	本会議	午前10時	一般質問
3月10日	火	本会議	午前10時	諮問第1号～議案第20号質疑 諮問第1号、同意第1号～同意第4号及び議案第6号付託省略 (即決) 議案第7号及び議案第8号総務常任委員会付託 議案第9号～議案第20号予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第7号及び議案第8号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第1号～陳情第3号総務常任委員会 (検討～採決)
3月11日	水	委員会	午前10時	議案第9号～議案第14号予算審査特別委員会 (説明～採決)
3月12日	木	休 会		県知事公聴会
3月13日	金	本会議	午前10時	議案第9号～議案第14号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決
		委員会	午前11時	議案第15号～議案第20号予算審査特別委員会 (説明)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月14日	土	休 会		
3月15日	日	休 会		
3月16日	月	委員会	午前10時	村内視察調査
3月17日	火	委員会	午前10時	議案第15号～議案第20号予算審査特別委員会 (検討～採決)
3月18日	水	本会議	午前10時	議案第7号及び議案第8号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第15号～議案第20号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告（陳情）質疑、討論、表決 意見案第1号提案説明・質疑・委員会付託省略、討論、表決（閉会）

会期日数 13日間      本会議日数 5日間      委員会日数 5日間      休会日数 5日間

## 陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者氏名	付 託 委員会
1	平成21年 2 月26日	妊婦健診の公費負担の拡 充を求める要請書	新日本婦人の会沖縄 県本部会長 前田芙美子	総務常任 委 員 会
2	平成21年 2 月26日	第39回沖縄県母子寡婦福 祉大会の決議の実現に関 する請願について	社団法人 沖縄県母 子寡婦福祉連合会 会長 与那嶺清子	総務常任 委 員 会
3	平成21年 2 月26日	学校給食に環境保全型農 業で生産された農作物の 使用促進に関する陳情	沖縄県患者設立準備 委員会 代表 真栄城守和	総務常任 委 員 会



# 平成21年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成21年3月6日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (平成21年3月6日 午前10時00分)

散 会 (平成21年3月6日 午後12時12分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワサー 振興室長	山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	産 業 振 興 課 長	新 城 寛
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長	新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 清 安
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 長	平 良 宏
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 課 長	友 寄 景 善

農業委員会  
事務局長 新城 寛

監査委員  
事務局長 宮城 豊

選挙管理  
委員会  
書記長 島袋 幸俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮城 豊 係長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成21年度村長所信表明	
6	諮 第 1 問 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
7	同 第 1 意 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
8	同 第 2 意 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
9	同 第 3 意 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	提案説明
10	同 第 4 意 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	提案説明
11	議 第 6 案 号	指定管理者「指定の期間」の変更について	提案説明
12	議 第 7 案 号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議 第 8 案 号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	議案第9号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
15	議案第10号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
16	議案第11号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	提案説明
17	議案第12号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
18	議案第13号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
19	議案第14号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
20	議案第15号	平成21年度大宜味村一般会計予算	提案説明
21	議案第16号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
22	議案第17号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算	提案説明
23	議案第18号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
24	議案第19号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
25	議案第20号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。

ただいまから平成21年第3回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 具志堅朝秀議員及び8番 平良英勝議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの13日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告いたします。

お手元に配付しました会議等の出席表のとおり、12月22日、年末年始交通安全村民大会

から2月27日、西会津「体験の翼」交流事業報告会までの会議に出席した状況を配付しております。特に、2月19日、県町村議長会研修会において本村の観光大使でありますアイモコさんの講演が2時間にわたってありました。そのふるさとを語るということで、大宜味村を大きくアピールをしていただきまして、大変好評でございました。

(9番 入場)

以上、報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

平成21年第3回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、12月から2月までの主なことについて行政報告として報告をいたします。

12月5日金曜日になりますが、村制施行100周年記念の式典あるいは祝賀会が、農村環境改善センターで、来賓や多くの村民、村出身者が出席し、盛大に開催されました。式典では、辺土名高校の放送部の生徒による司会進行、大宜味村中学生による村歌の演奏、斉唱など村民参加の式典に県や他市町村からの来賓の皆様からも高い評価を得ました。祝賀会においても、手づくりの大宜味村らしさを表現した料理やクガニー芸能協会による余興、会場の全員によるエイサーなど、100周年にふさわしく盛り上がりを見せました。23名の方が100周年を記念した表彰を受けております。

14日の日曜日は、村制施行100周年記念・大宜味クガニー芸能協会創立10周年を記念した公演会が、国立劇場おきなわ大ホールで開催されました。長者の大主で幕をあけた公演会、踊り、そして斉唱奏と、次々とすばらしい芸が披露されております。一心クガニー芸能協会会員の質のよさ、レベルの高さ、会場の国立劇場のすばらしさに感動するばかりでございましたが、大宜味村に縁の深い組踊り「花売の縁」も演じられ、来場した村民や村出身者から「すばらしい芸を鑑賞できてよかった」と大満足の声が聞こえております。

なお、会議その他のことにつきましては、資料として添付してございますので、ご参照いただければと思います。

1月に入りまして、1月4日、成人式が行われておりますが、村の成人式が、1月4日の日曜日になりますが、改善センターで開催されました。本村の今年の成人者は、最後の昭和生まれで最初の平成生まれの53人が大人の仲間入りをしました。式典・祝賀会には、43人が出席し、背広やはかま、振りそでと着飾り、村民や先輩、恩師から祝福を受けていました。一人一人に声をかけ記念品を手渡すと、どの顔もさわやかで自信に満ちあふれ、たくましく思えました。新成人者を代表いたしまして枝川茜さんが「大宜味村で育ったことを誇りに、感謝の気持ちを持ち、社会に貢献していく」と力強いあいさつをしております。

なお、その他資料として添付してございますので、ご参照いただければと思います。

2月に入りまして、2月26日、加工場施設明け渡しの裁判がありました。有限会社農業生産法人大宜味物産振興会との間で係争中でありました建物明け渡等請求事件の裁判上の和解が、那覇地方裁判所名護支部において成立いたしました。平成19年9月に訴えの提起をして以来1年半近くの裁判係争中、多くの村民に不安、ご心配をおかけいたしました。その解消に向け一日も早い解決を望み、取り組んできましたが、平成21年3月末に明け渡すことや損害賠償金等はなしと、プラント機器の設置時に戻す等の14項目において和解が成立いたしました。内容につきましては、広報等を通して説明していきたいと思っております。

なお、2月のその他のことについては、資料として添付してございますので、ご覧いただければと思います。

なお、平成20年度入札結果につきましては、報告書にまとめてございますので、後日、参照していただければと思います。

以上で終わります。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎平成21年度村長所信表明

○ 議長（宮城功光） 日程第5 平成21年度村長所信表明を求めます。村長。  
(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 平成21年度の所信の一端を申し上げたいと思っております。

初めに、平成21年第3回大宜味村議会定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々のご精励に対し深く敬意を表します。

今議会は、平成21年度の村政運営の重要な予算案を初め多くの重要な案件についてご審議をお願いするものであります。議案の審議に先立ち、村政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村政を取り巻く情勢。

国内では、米国に端を発した金融危機が実体経済にも深刻な影響を与え、百年に一度と言われる世界経済の混乱に巻き込まれています。積極的な景気対策を打ち出しているが、回復までに相当な期間を要するもので、住民生活は厳しい状況であります。相変わらず先が見えない経済状況が続いています。雇用情勢は急激に悪化し、厳しい状況にあります。世界的な景気後退による厳しい雇用情勢に対応するため、国・県の雇用対策と連動しつつ、就業率を高めるためには、これまで以上に産業振興施策と雇用対策に取り組むことが求められ、かつ大きな課題となっております。

このような中で、国と地方の関係について、地方分権や三位一体構造改革、道州制導入や市町村合併の動きが進む中、行政運営が簡素で効率的な行財政改革の推進を図らなければなりません。そのため、地域活性化に向けて地域の知恵を結集し、創意工夫をした自治体独自の主体的な取り組みが重要となっております。

村政運営に当たって。

私は、これまで本村の抱えるさまざまな行政課題の解決に向けて全力を傾注してまいりました。公有水面埋立工事が平成19年3月に完了し、道路、水道、下水道等のインフラ整備を初め、宅地造成の区画整理等、各種施設整備事業を行っております。

また、本村の特産品であるシークワサーの安定生産を図り、安定的な農家所得の向上に寄与する施設として特産品加工施設が平成17年度に運営開始しております。運営につきましては、指定管理者の効率的な経営ができるよう環境整備に努めてまいります。

さらに、北部振興事業により、村道安根塩屋線改良事業や村営喜如嘉住宅団地、田嘉里第2住宅団地の建設、根路銘住宅団地、村内の果樹園芸農家のための農作物被害防止施設や大宜味型体験滞在・交流プログラム策定事業、また村全体のブロードバンド化と地域イントラネットの整備等を導入し、村の基盤整備や農業振興、観光産業推進に一定の方向づけをしてまいりました。

しかしながら、国や県を通じた厳しい行財政の状況と昨年来の世界的な経済情勢の混乱の中にあつて、過疎対策、経済、少子・高齢化、福祉、医療、介護、雇用、教育、環境等の行政運営において、多くの課題が山積している状況であります。

私は、従来にも増して村民との協働による村づくりを実行するため、村民に、より多くの行政情報を積極的に公開し、信頼関係の深化に努め、公平・公正な村営運営を推進してまいります。

厳しい世界的経済混乱の中にあっても、外部の経済社会情勢の変化に左右されない、地域独自の豊かな自然環境や在来の生産物や生活文化を資源として生かした農林水産業を核とした産業振興を推進する必要があります。

新しい産業振興理念として、1つに、「温故知新」に立脚した産業振興を推進し、産業ルネッサンス、すなわち在来産業の復興を志向すること、2つに、産業ルネッサンス、在来産業の復興を志向する中でブランド化やイノベーションに取り組み、新産業の創出、新商品の開発を図り、さらに地産地消をベースに国際的にも販路拡大していく産業の振興を推進すること、この理念が今後の大宜味村の活性化の大きな柱として広く村民に普及し、あらゆる人々、あらゆる場面、あらゆる角度から提案、理論、実践が展開できるよう創意工夫をしてまいります。

次に、今後とも引き続き行財政環境を克服し、実効ある行財政改革を進めるために、これまで以上に力を傾注していく所存であります。これからも大宜味村の未来を担う若者が夢と希望を持ち、村民がひとしく自信と誇りを持てるような大宜味村を築いていくために、今後とも村政運営に全力で取り組み、大宜味村第4次総合計画の基本理念である「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の実現に向けて取り組んでまいります。

平成21年度予算案について。

平成21年度において、日本経済の景気後退等に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中、生活を守るための緊急対策、生活者の暮らしの安心、地方の底力の発揮に向けた事業を実施するために、地方交付税を増額する地方財政計画が国において打ち出された。

本村では、依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、引き続き国の経済財政改革の基本方針「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、最大限の歳出削減を図っていきます。

歳入においては、自主財源の確保、新たな歳入財源創出を視野に入れ、引き続き検討を重ね、歳入拡大に努めていきます。

平成21年度予算編成に当たっては、国の経済対策を見据えながら、昨年同様ゼロベース予算を基本に第4次総合計画の実現に向けた予算編成を行ってまいりました。

平成21年度一般会計予算案における特徴的な主なものとして、村税、地方譲与税、自動車取得税交付金等が減収に転ずる中、地方特例交付金、地方交付税は増額となっております。また、昨年度に創設したふるさと納税による結い基金から寄附者の意向に沿った配分も行いました。公債費が対前年比でマイナス10.7%で、数年はマイナスの伸びが続くものと想定されております。

次に、平成21年度予算案の概要については、一般会計予算案は、総額31億7,200万円で、結の浜における診療所建設、道路新設改良及び観光関連経費、さらに特産品の販売促進経費の増額により、対前年比6.1%の伸びとなっております。

特別会計予算案は、総額約9億4,200万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算案は総額約5億6,600万円で療養給付費の減額に伴う前年比マイナス4.0%、老人保健特別会計予算案は総額約1,000万円で後期高齢者医療制度への移行2年次における医療諸費精算による減額で対前年比マイナス90.6%、簡易水道事業特別会計予算は総額約2億6,900万円で事業費の減額に伴い対前年比マイナス5.1%、公共下水道事業特別会計予算案においても事業費の減額により総額約5,600万円で対前年比マイナス41.0%、後期高齢者医療特別会計予算案は総額4,100万円で対前年比マイナス5.4%となっております。

平成21年度重点施策について。

昨年度に引き続き、大宜味村第4次総合計画で掲げた「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を基本理念に、豊かで住みよい村づくり、健康ユイマールの村づくり、心豊かな文化の薫り高い村づくり、安心・安全な村づくりの4つの基本目標に沿って、平成21年度は次の施策を重点的に推進してまいります。

## 1 行財政運営の基本施策。

### (1) 職員の資質の向上。

行革の推進により職員数が大幅に減少し、職員の業務分担が増加している中、住民サービスを向上させるためには職員の資質向上が不可欠である。大宜味村人材育成基本方針に沿って、自治研修所等の研修機関を中心に研修を推進し、多様な行政需要に対応できる職員の育成を図ってまいります。

### (2) 行政改革の推進。

厳しい財政状況の中、これまでも事業の選択、機構改革、電算一元化、職員減等の行政改革を行い一定の成果を上げてきましたが、今後とも手数料・使用料等の見直し検討をす

るなど、引き続き行政改革を推進してまいります。

### (3) 住民サービス。

価値観の多様化に伴い、行政需要も増大傾向にある反面、行革による人員削減を余儀なくされている中、効率的かつ効果的な行政運営に向けた新たな組織機構をスタートさせ、最大限の住民サービスに努めているところであります。電算一元化に伴い、関連事務の連携強化により各種証明の迅速な交付を行い、行政サービスの向上につなげているところであります。また、昼休み時間の住民票、印鑑証明書及び戸籍謄抄本の発行事務を引き続き実施し、村民の利便性を図ってまいります。

## 2 豊かで住みよい村づくり。

### (1) 農業の振興。

農業を取り巻く状況は、県内外他市町村同様に農業従事者の高齢化や後継者不足等、厳しい状況が続いています。

近年、世界的不況が続く中、農業が新たに見直されつつあり、認定農業者や中核農家等、担い手農家の育成を図りながら、経営基盤の安定化を目指し努めてまいります。あわせて平成20年度における耕作放棄地調査をもとに、放棄地及び遊休地の利用を推進し、放棄地及び遊休農地の解消に努めてまいります。

シークワサーの振興につきましては、シークワサーの季節の特性を有効活用し、花の時期、青切り酢の物用、加工用、生果用の時期を見通した季別展開を図るとともに、観光関連産業での活用や長寿村関連での高付加価値製品の開発を推進し、シークワサーを村の総合産業として位置づけ、県内外での販売促進キャンペーンを行い、販売促進方策につなげてまいります。特に、加工用については、長い間の懸案事項でありました加工場建物明け渡し等請求裁判が解決したことから、加工場を中心とした集出荷一元化の整備とマーケティングを重点的に推進してまいります。

本年度も継続的なシークワサーの健全種苗育成・普及を推進してまいります。さらに、栽培技術の改善を実施し、安全・安心栽培の安定生産供給体制の構築を図ります。また、大宜味村カンキツグリーン病防除対策本部を中心に、村民が一体となり、カンキツグリーン病の発生率の高い集落地域においての計画的な調査及び防除対策を行うことにより、生産地である山手の樹園地への蔓延防止を図ります。

特産品加工施設の運営につきましては、早期に指定管理者の管理運営に移行し、適正かつ効率的な運営を促進し、安定した経営条件整備に努め、農家所得向上につなげてまいり

ます。

また、有機肥料を推進していくことで、シークワサーを初めとするかんきつ類、熱帯果樹類の安定生産を図り、積極的に有機栽培に取り組み、今、社会的要請が強い、食の安全に対応した地産地消の拡大を考えてまいります。

次に、シークワサー以外の作物については、北部振興事業で導入したパパイヤ栽培についても、前年度同様、栽培技術の向上や昨年厳しかった出荷体制の整備を再度練り直し、安定価格が確保できるよう努力してまいります。

一方、近年イノシシやカラスの被害が増加しており、その被害防止対策を講じるとともに、補助金等の活用による対策を図ってまいります。

さらに、農山漁村地域としての魅力を再検討し、地域の特産を生かした産業育成及び活性化を図りながら、魅力ある担い手の推進や関係団体の支援育成を推進しつつ、自然環境を生かした豊かで住みよい農業地域の形成に努めてまいります。

## (2) 林業の振興。

林業の振興については、継続事業の育成複層林の改良及び保育、育成単層林保育、受光伐、樹下植栽、松くい虫防除事業を実施してまいります。特に樹下植栽においては、昨年同様、村花・村木であるシークワサーの苗木を植栽し、材木としての利用等、シークワサーを丸ごと活用できるような森林整備に努めてまいります。

さらに、シイタケ栽培の台木であるクヌギの保育事業を継続し支援していきたいと考えております。

## (3) 畜産業の振興。

畜産業の振興については、沖縄県農業開発公社が事業実施主体となる畜産担い手育成総合整備事業を支援し、肉用牛繁殖を目的とした草地造成等の基盤整備を行い、自給飼料生産基盤に立脚した経営基盤安定畜産農家育成と地域農業の活性化に努めてまいります。

## (4) 水産業の振興。

水産業の振興については、村制100周年事業の一環として、水産振興のシンボルとなるカキ養殖の碑が建立されることを機に、これまで行ってきた魚類等の養殖を初めとする栽培漁業や観光産業と連携した取り組みについて、仮称水産振興計画を策定する中で、新たな振興を模索しながら漁家経営の安定向上に努めてまいります。

また、県支出金の離島漁業再生支援事業交付金を活用した事業を今年度においても継続し、水産業の振興を推進してまいります。

#### (5) 商工業の振興。

商工業の振興については、商工会を支援し中小企業の経営安定、育成を図ってまいります。

次に、大宜味村農村活性化センターの運営管理は、指定管理者への移行を視野に入れながら推進し、施設の有効活用と活力ある村民参加型の活用ができないかを検討しつつ、村財政の負担軽減につながるよう努めてまいります。

また、引き続き、村産業まつり及び焼き物、木工、その他工芸等を支援し、産業の振興と地域社会の活性化の促進を図り、これらの人材等を生かし、観光産業等との連携を密にし、村の活性化に努めてまいります。

#### (6) 観光の振興。

観光の振興については、策定中の仮称「大宜味村観光振興計画」に基づいた観光来訪者の受け入れ窓口の充実強化と関係事業者の育成を図り、長寿と癒しの森整備計画や大宜味型体験滞在・交流プログラムを引き続き推進し、豊かな地域資源の活用、自然環境との調和を図り、豊かなふれあい、安らぎのある観光地づくりをし、観光振興を推進してまいります。

次に、エコツーリズム法に基づく環境省の全体構想の認定を目指し、エコツーリズム推進地域として全国的に発信して、地域のブランド力を高めてまいります。

また、大保ダム湖岸のダム管理事務所に併設される「ダム学習館」の委託管理に向けて条件整備を図ってまいります。

さらに、農業と連携したグリーンツーリズム、漁業と連携したブルーツーリズムや環境負荷の少ないエコツーリズム、長寿やいやし系の観光等、多様な観光形態の促進とその受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

### 3 健康ユイマールの村づくり。

#### (1) 健康福祉の村づくりの推進。

健康福祉の村づくりの推進については、高齢化社会が進む本村において、子供、高齢者、障害者が村民だれもが安心して暮らしていける、健康で、互いに助け合い、支え合うユイマール社会の実現を目指します。

また、村民の福祉ニーズ、地域の福祉の課題を的確に把握し、具体的な福祉サービスに取り組んでまいります。

#### (2) 児童・母子福祉の充実。

児童・母子福祉の充実は、少子化の中にあっても、子供がのびのびと育つよう、地域全体で児童を育てるための多様な保育サービスを実施してまいります。あわせて、子供を安心して産み育てることができるよう、乳幼児医療費助成、各種福祉資金制度の活用促進等を図り、働きながら子育てをしている皆さんの子育て支援、生活支援等の施策を推進してまいります。

また、ひとり親家庭の生活支援、経済的支援を推進してまいります。

### (3) 障害者福祉の充実。

障害者福祉の充実は、障害のある人が住みなれた地域で安心して主体的に生活していくために、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であります。また、障害のある人々が社会活動に積極的に参加できるよう、支援サービスを行ってまいります。

### (4) 高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の充実については、高齢者を取り巻く社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。このような社会状況の中で、人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅で生活できるよう、支援事業等必要施策を講じてまいります。

### (5) 保健医療施設の充実。

本村は、全国でも長寿の村として知られておりますが、働き盛りの年齢層の健康、生活の実態から、今後とも長寿村としていけるか厳しいものがあります。よって、健康推進協議会と連携を密にし、「健康・長寿沖縄一を再び」を合い言葉に、地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進してまいります。

また、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立するため、村立の医療機関の充実を図ってまいります。今年度は、村民の意向を反映させる村立診療所を結の浜に建設いたします。福祉活動、高度医療がワンストップで享受できる機能を持った医療施設として整備してまいります。

### (6) 国民健康保険の充実。

国民健康保険財政の健全化に向け、収納率及び加入率の向上を図るとともに、健全な保険制度活用のため、相談体制の充実を図り、村民の国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図ってまいります。

## 4 心豊かな文化の薫り高い村づくり。

### (1) 学校教育の振興。

小規模校・少人数学級の特性を生かし、地域と密着した学校づくりを推進するため、大

宜味村の4つのキーワードを学ぶ体験活動を実施するなど、本村ならではの教育活動を推進してまいります。また、地域全体で学校の教育活動を支援し、先生方がより教育活動に力を注ぐことができるよう、昨年度から実施している中学校支援本部事業を継続実施し、学校教育の充実を図ってまいります。

さらに、学校現場に求められるさまざまな教育課題へ対応するための支援体制づくりに努めます。特に、学習障害や発達障害などの特別な支援を要する児童生徒のため、特別支援教育支援員を1人増員し、合計3人体制で特別支援教育の充実を図ります。教育相談員及び心の教室相談員を引き続き配置し、多様化する子供たちの心の問題へのケアに適切に対処するよう努めてまいります。

児童を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を小学校の校舎に設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する、放課後子どもプラン推進事業を支援してまいります。

外国語教育・国際理解教育については、小学校、中学校にそれぞれALT（外国語指導助手）を配置し、引き続きその充実を図ってまいります。

幼稚園教育については、子供らが主体的にかかわり活動することのできる環境づくりに努め、その一環としてALTとの活動も取り入れます。また、子育て支援のための預かり保育も継続して実施します。

教職員の研修の充実を図るため、複式学級指導研修会や本村の歴史や文化を学ぶための研修、小中が連携した授業研究会、保育所・幼稚園・小学校の合同情報交換会などを開催していきます。

学力向上対策につきましては、本村児童生徒の課題として上げられています既習事項の確実な定着と考える力の育成に加え、あきらめずに最後まで粘り強く取り組む姿勢や、自分に自信を持ち表現力を身につけることを重点に推進してまいります。

子供たちの健全な発育と体力づくりの面からは、村学校保健委員会による虫歯予防の取り組みを充実させ、あわせて長寿を支える食育の充実を図ります。学校給食も食育推進及び食の安全の観点から、地産地消を基本として栄養のバランスのとれた、安心して食することのできる給食づくりに努めます。

懸案となっている中学校の移転問題や児童数の減少から派生してきた小学校統廃合の是非、さらに幼稚園と保育所との連携の問題など、当面する課題に対応するため、学校教育振興計画検討委員会（仮称）を設置し、それらの課題に取り組み、村民への説明及び合意

形成を図りつつ本村教育の基本的な方向性を検討してまいりたいと考えております。

#### (2) 生涯学習の振興。

心豊かで、創造性、国際性に富む積極進取な村民育成を目指して、生涯学習の推進体制の整備を図り、次の施策を展開してまいります。

青少年の健全育成については、生きる力をはぐくむため、学校・家庭・地域社会の連携を密にし、地域活動や生活体験活動など地域教育機能を強化するとともに、「わんぱく体験団」活動等の自然体験・社会体験活動の充実、さらに沖縄と異なる自然や歴史・文化に触れさせることにより新しいものの見方や考え方を育て、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指すため「体験の翼」交流事業を推進します。

成人教育については、各種講演会や講座の充実を図るとともに、各字公民館が生涯学習の場としての機能が発揮されるよう支援してまいります。

人材育成については、「人材を以って資源と為す」という村是の継承・実践を推進するため、育英資金等との包括的な連携を図りつつ、人材育成基金の効果的な活用に努めます。

#### (3) 地域文化の振興。

地域文化の振興については、村民の文化意識を高めるため、11月を文化月間として位置づけ、「おおぎみ展」・「しまんちゅ芸能の夕べ」を村民主体に開催し、村民への文化活動を支援していくとともに、演劇鑑賞等の拡大にも努めてまいります。

本村には、国指定の重要無形文化財「喜如嘉の芭蕉布」や「塩屋湾のウンガミ」、県指定の「役場旧庁舎」、村指定の「猪垣」等、私たちの祖先が長い歴史の中で築き上げてきた文化遺産が数多く存在しております。このかけがえのない文化遺産を後世に正しく継承し、さらに新しい文化の創造・発展を図ることが現在に生きる私たちの責務であることから、これからの文化遺産の積極的な継承・発展に努めてまいります。

#### (4) スポーツ・レクリエーションの充実。

スポーツ・レクリエーションについては、村民の各世代にマッチした種目を取り入れ、日常生活の中で積極的に健康づくり、体力づくりの機運を高め「健康長寿のいきいき輝く文化の村」づくりに努めてまいります。

また、31回目を迎える塩屋湾一周トリムマラソン大会は、県内各地から大勢の参加者を得、本村を代表するスポーツイベントとして定着してまいりました。風光明媚な塩屋湾で開催される歴史ある大会の充実発展に努めてまいります。

体育指導員のあらゆるスポーツ行事への参画を積極的に推進し、既存の夜間照明施設や

クラブハウス、学校体育施設の有効利用を促進することから、村民の健康づくりがスポーツ活動を通じて向上していくよう努めてまいります。

平成22年度全国高校総合体育大会ボート競技・自転車競技ロードの大宜味村開催に伴い、実行委員会組織の強化を図り、関係機関、地域、学校等との連携を緊密にし、受け入れ態勢の強化等、大会成功に向けた取り組みを強化してまいります。

## 5 安心・安全な村づくり。

### (1) 道路の整備。

結の浜の幹線道路整備として、村道安根塩屋線道路改良工事及び橋梁工事を実施してまいります。また、生活環境の改善及び交通安全の確保のために、引き続き押川線、海染江洲原線の道路改良工事を実施してまいります。

### (2) 港湾の整備。

港湾区域における港湾海岸整備事業、高潮対策事業等の導入を要請してまいります。

### (3) 水道の整備

水道は、村民が健康で文化的な生活を営み、社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。結の浜の整備計画や村営団地整備計画等に伴う新規需要と老朽給水管の更新を行い水の安定供給を図るために、津波浄水場の電気計設備工事と謝名城、塩屋、白浜、宮城、津波地区の送水管布設がえ工事を実施してまいります。

また、水道施設の効率的な運営、有収率の向上と清浄な水の供給を図るため、維持管理になお一層の努力をしてまいります。

### (4) 下水道の整備。

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創造する目的として引き続き結の浜の下水道施設を整備してまいります。

### (5) 快適な生活環境の推進。

村民の環境衛生意識の啓発とごみの減量化・再利用、ごみの分別収集の徹底や各種団体の資源ごみ回収を奨励し、一層のリサイクル化の推進を図ってまいります。また、国頭地区行政事務組合との連携を密にしながら、ごみの中間処理焼却施設、最終処分場の有効活用を図ってまいります。また、ごみ等の不法投棄防止のため、村内巡視を強化してまいります。

し尿処理については、従来どおり名護市の施設を利用してまいります。

### (6) 消防・防災の推進。

国頭地区行政事務組合と連携強化し、消防・救急・救助体制の充実化を促進してまいります。

大宜味村防災会議を中心に、平成14年に作成した大宜味村地域防災計画を見直し、村における気象・地勢等の特性によって起こり得る災害に対し、災害対策基本法の規定に基づき村民の生命、身体及び財産の保護を目的とした新たな計画を作成してまいります。

交通安全対策としては、交通安全思想の普及及び啓発に努めるとともに、各期の交通安全運動の取り組みを推進してまいります。

(7) 地域新エネルギーの導入事業。

平成20年度に策定した「大宜味村地域新エネルギービジョン」に基づいて、安定的なエネルギー供給、地球温暖化対策、我が国のエネルギー自給率の向上の課題の解決に取り組んでまいります。あわせて「新エネルギー導入による本村産業の活性化」を推進してまいります。

(8) 住宅地の整備・確保。

住宅地の整備・確保については、過疎化対策の重要課題として位置づけ、村外に出た若者呼び戻すと同時に交流人口の増大を図るため地域活性化にとって不可欠のこととして積極的に推進してまいります。

本年度は、引き続き結の浜の分譲地の区画工事と村営住宅建築工事を実施してまいります。

(9) 情報通信の整備。

本村の情報・通信体制の基盤整備が大幅に立ちおけている現状を打開するため、北部振興事業を活用し、北部広域市町村事務組合と連携を図りながら、名護市源河から役場までを光ファイバーで接続する北部広域ネットワークの整備、役場から学校や公民館等の公共施設を光ファイバーで結ぶイントラネットの整備、公民館から無線ランで結ぶブロードバンドの整備を推進し、地域での情報格差の是正に努めていきます。

既存防災無線が設置後20年を経過し、維持管理や今後全国的に予想されるデジタル化等に支障を来していることから、後継施設として防災行政無線の整備を沖縄県と連携し進めてまいります。

施策課題について。

今後の施策課題としましては、引き続き有効的な村土の利用のためにゴルフ場跡地利用とあわせて結の浜の利用計画を検討してまいります。また、迅速な防災対策のための防災

行政無線の整備、さらに村民が安心して受診できる地域医療体制の確立のための村立診療所の整備があります。多くの村民の意向を反映できる仕組みづくりをして、なお一層課題解決に取り組んでまいります。

以上、平成21年度の村政運営に当たり、施策の概要について申し上げます。

平成21年3月6日。

大宜味村長 島袋義久。

よろしくお願いたします。

- 議長（宮城功光） これで、平成21年度村長所信表明を終わります。  
休憩いたします。

(午前10時52分)

- 
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 大宜味村字饒波66番地

氏 名 山城初子

昭和19年9月12日生

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第7 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第1号 教育委員会委員の任命について  
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。  
住 所 大宜味村字塩屋423番地  
氏 名 宮城成和  
昭和23年6月24日生

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。  
なお、履歴書を添付してございますので、ご参照していただければ幸いです。  
以上です。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎同意第2号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第8 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第2号 教育委員会委員の任命について  
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。  
住 所 大宜味村字津波936番地  
氏 名 吉田春子  
昭和22年4月10日生

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、ご参照いただければ幸いに存じます。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎同意第3号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第9 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
大宜味村固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久103番地

氏 名 前田正則

昭和26年6月17日生

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、ご参照いただければ幸いに存じます。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎同意第4号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第10 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
大宜味村固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋564番地

氏 名 古波蔵 武

昭和27年 2月26日生

平成21年 3月 6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、ご参照いただければ幸いに存じます。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第6号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第11 議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更について

大宜味村特産品（シークッカーサー）加工施設の指定管理者の指定について、「指定の期間」の変更をしたいので、次のとおり議会の議決を求める。

平成19年 3月28日議決の「指定管理者の指定について」のうち、「指定の期間平成19年 4月 1日から平成24年 3月31日まで」を「指定の期間平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日まで」に変更することとする。

平成21年 3月 6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成19年 3月28日付で議会の議決を経た事項の指定の期間に変更したいので、この案を提出いたします。

なお、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第7号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第12 議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

人事院の勧告及び沖縄県人事委員会の勧告に基づき、職員の勤務時間を改定する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋幸俊） 改正案を読み上げて説明します。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第8号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第13 議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する

## 条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

### 提案理由

人事院勧告、沖縄県人事委員会の勧告及び近隣市町村との権衡また職員との権衡を図るため改定する必要がある、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 改正案を読み上げて説明します。

大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第6条第5項中「4号給」の次に「（職務の級が5級以上である職員にあつては、3号給）」を加え、同条第6項中「4号給」の次に「（職務の級が5級以上である職員にあつては、3号給）」を加える。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第14 議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）

平成20年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,400万4,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,785万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは、議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

主な款でご説明したいと思います。

補正額の2,400万4,000円の補正でございますけれども、まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款の村税の195万7,000円の減になっておりますが、これは村民税の法人の100万円の減とたばこ税の95万7,000円の減となっております。

それから、6款の地方消費税交付金の121万1,000円の減ですが、これは県の交付見込額による減となっております。

それから、12款使用料及び手数料の298万5,000円の減でございますが、これは主に特産品加工施設使用料の267万2,000円の減となっております。

それから、14款県支出金の2,231万6,000円の減ですが、これは主に農林水産業の喜如嘉林道事業補助金の1,578万4,000円の減となっております。

それから、15款財産収入の533万1,000円の増でございますけれども、これは主に利子及び配当金の財産形成基金の利子で329万3,000円の増となっております。

それから、16款の寄附金の204万円の増となっておりますが、これはむらづくり応援寄附金74万円、人材育成基金の寄附金137万円の増となっております。

それから、20款の村債の190万円の減となっておりますが、これは主に喜如嘉林道事業の減に伴う180万円の減となっております。

それから、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出をご説明します。

2款の総務費712万6,000円の減となっておりますが、これは主に備品購入費の312万円の減と選挙費の156万9,000円の減となっております。

それから、4款衛生費の703万4,000円の減でございますが、主に老人保健事業の144万9,000円の減、それから後期高齢者医療費の103万6,000円の減、それから塵芥処理費の174万6,000円の減となっております。

それから、第6款の農林水産業の2,417万3,000円の減であります。主にシークワサー一振興費の296万3,000円の減と、それから農地情報整備促進事業の224万6,000円の減、そして林道事業の1,749万1,000円の減となっております。

それから、第10款教育費の349万9,000円の減となっておりますが、これは主に社会教育費の194万9,000円の減となっております。

それから、12款公債費の323万円の減でございますが、これは公債費の利子の323万円の減となっております。

それから、13款の諸支出金の467万円の増となっております。これは主に財産形成基金の393万8,000円の増と、それから人材育成基金の240万4,000円の増、それから中山間ふるさと農村活性化基金の267万3,000円の減となっております。

それから、14款の予備費は1,698万4,000円の増となっております。

以上が歳出でございます。

それから、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページに繰越明許費を載せてございます。

この中で主なものを簡単に説明しますと、総務費に4事業、それから民生費に2事業、農林水産業費に2事業、土木費に2事業、教育費に3事業の繰り越しとなっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

6ページに地方債の補正を載せております。

補正前の限度額が3億4,240万円で、今回補正額として3億4,050万円をのせてございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第15 議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成20年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,233万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,446万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

まず、主な款でご説明したいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございますが、第4款の国庫支出金の1,135万6,000円の増がございます。

それから、第6款の前期高齢者交付金の2,070万3,000円の減がございます。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款の保険給付費647万円の減となっております、11款諸支出金は526万4,000円の増、

これは償還金の増でございます。

それから、12款予備費に、1,001万3,000円の減となっております。

以上、歳入歳出の説明終わります。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第16 議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度大宜味村の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,175万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,718万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてご説明します。

第1款でございますが、支払基金交付金の2,012万5,000円の減となっております。  
それから、2款国庫支出金の357万1,000円の増となっております。  
それから、第5款繰越金の500万円の減となっております。  
それから、2ページをお開きいただきたいと思います。  
歳出の概要でございますが、第1款医療諸費3,524万6,000円の減となっております。  
それから、第5款予備費を1,349万4,000円の増となっております。  
なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第17 議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成20年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,668万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、水道使用料の200万円の減額がございます。

それから、村債の70万円の減がございます。

それから、2ページの歳出でございますが、簡易水道総務費の一般管理費130万円の減額がございます。

それから、2款の簡易水道事業で簡易水道事業の中の工事請負が52万円の減となっております。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、3ページの第2表に地方債の補正が載っております。

補正前の限度額が5,230万円になっておりますけれども、補正といたしまして5,160万円にしております。よろしく申し上げます。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第13号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第18 議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,105万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の中で村債の510万円の減額となっております。

それから、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出で、主に公共下水道事業の中の負担金、補助及び交付金の県代行事業負担金として508万3,000円の減額がございます。

それから、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の繰越明許費でございますが、これは県代行事業の繰り越しに伴い年度内で負担金の執行ができないため、1,508万円の繰越額となっております。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。

第3表の地方債の補正でございますが、補正前が限度額5,810万円計上してございましたが、補正として5,300万円に補正してございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで提案説明を終わります。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第19 議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別

会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成20年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ796万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,635万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の693万2,000円の減となっております。

それから、4款の繰入金の103万7,000円の減となっております。

それから、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございますけれども、2款の後期高齢者医療広域連合納付金796万9,000円の減となっております。

以上、歳入歳出を説明いたしました。が、委員会等で詳しくは担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第20 議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算

平成21年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,290万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円とする。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算の概要をご説明したいと思います。

なお、概要説明に当たっては、読み上げ資料を皆さんにお配りしてございますので、そ

れを読み上げて説明にかえたいと思います。

予算総額は、31億7,290万8,000円で、前年度予算額29億9,092万5,000円に対して1億8,198万3,000円の増額で、対前年度比6.1%の伸びとなっております。

それでは、歳入について主な款でご説明したいと思いますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款村税ですが、1億8,570万9,000円で対前年度148万7,000円の減額となっております。主なものとして、村民税の237万7,000円、たばこ税の111万円の減額、固定資産税の170万5,000円の増額となっております。

2款地方譲与税は、2,858万4,000円で対前年度141万8,000円の減額となっております。主なものとして、自動車重量譲与税の117万9,000円の減額となっております。

7款自動車取得税交付金は、753万1,000円で対前年度263万5,000円の減額となっております。

8款地方特例交付金は、387万2,000円で対前年度203万6,000円の増額となっております。予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税は、12億9,200万円で対前年度4,300万円の増額となっております。

12款使用料及び手数料は、3,586万9,000円で対前年度281万9,000円の増額となっております。増額の主なものとして、公営住宅新築による住宅使用料の増となっております。

13款国庫支出金は、6億7,099万4,000円で対前年度3億695万9,000円の増額となっております。主なものとして、土木費国庫補助金の道路改築費、公営住宅建設費の増額となっております。

14款県支出金は、1億2,059万1,000円で対前年度1億6,589万9,000円の減額となっております。主なものとして、農林水産業費補助金の集落地域整備事業補助金、林道事業補助金の減額となっております。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入は、1,681万円で対前年度376万3,000円の増額で、基金利子分の増額となっております。

17款繰入金は、1億6,179万1,000円で対前年度比9,111万1,000円の減額となっております。

なお、繰入金の内訳を見ていきますと、財政調整基金より6,000万円、それから財政形成基金より6,000万円、園芸農業活性化基金より150万円、人材育成基金より240万円、ふ

るさと納税より20年度に創設した結い基金より19万円、地域振興基金より3,770万円となっております。

18款繰越金は、4,000万1,000円で前年度と同額となっております。

19款諸収入は、1億5,402万円で対前年度1,599万3,000円の減額となっております。主なものとして、村有林賃貸契約解除に伴う明渡損害金の減額計上、新エネルギービジョン策定事業委託金の減額となっております。

20款村債は、4億1,240万円で対前年度1億100万円の増額となっております。主に道路整備事業債、公営住宅整備事業債、臨時財政対策債が増額となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の説明をいたします。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款議会費は、5,715万9,000円で対前年度105万9,000円の減額となっております。主なものといたしまして、使用料及び賃借料の減額であります。

2款総務費は、4億1,078万9,000円で対前年度、3,514万1,000円の減額となっております。主なものとして、総務管理費の備品購入費、企画費の新エネルギービジョン策定委託料の減額、村制100周年事業は皆減となっておりますが、改善センター管理費は工事費等により増額となっております。

3款民生費は、4億5,082万5,000円で対前年度191万6,000円の増額となっております。主なものとして、老人福祉費の地域介護・福祉空間整備事業補助金の増額で、国民健康保険費、介護保険費は減額となっております。

4款衛生費は、3億6,493万5,000円で対前年度1億15万5,000円の増額となっております。主なものといたしまして、新たに建設される診療所建設費、水道施設費の繰出金の増額、塵芥処理費の国頭地区行政組合負担金で焼却炉改修工事等特別負担金の増額となっております。

6款農林水産業費は、1億6,499万円で対前年度1億7,137万3,000円の減額となっております。主なものとして、農地費の集落地域整備事業、林道事業費の減額となっておりますが、シークワサー振興費においては、販売促進等経費の増額となっております。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

7款商工費は、1,110万円で対前年度504万4,000円の増額となっております。主なものとして、観光費のエコツーリズム推進全体構想策定業務等の増額となっております。

8 款土木費は、9 億5,959万5,000円で対前年度3 億1,659万3,000円の増額となっております。主なものとして、道路新設改良費、住宅建設費の増額となっております。

9 款消防費は、1 億1,766万円で対前年度281万5,000円の減額となっておりますが、これは特別負担金の減額であります。

10款教育費は、2 億6,125万3,000円で対前年度35万7,000円の減額となっております。

11款災害復旧費は、127万4,000円で前年度と同額となっております。

予算書の6 ページをお開きいただきたいと思ひます。

12款公債費は、3 億1,247万4,000円で対前年度3,754万3,000円の減額となっております。

13款諸支出金は、3,754万2,000円で、対前年度643万円の増額となっております。主なものとして、財産形成基金積立金及び人材育成基金積立金の増額となっております。

14款予備費は、2,331万1,000円で前年度とほぼ同額となっております。

以上で、歳入歳出予算の概要を終わります。

なお、参考資料として7 ページに第2 表の地方債をあげておりますのでご参照ください。それから、8 ページから157ページにわたりまして事項別明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。さらに158ページ、地方債の現在高調書を、そして159ページには給与明細書を載せておりますのでご参照ください。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第21 議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算  
平成21年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5 億6,668万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表歳入歳出予算」に

よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出総額は、5億6,668万9,000円で対前年度2,384万6,000円の減となっております。対前年度比4.0%の減額となっております。

歳入について主な事項でご説明したいと思います。まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款国民健康保険税は、8,089万6,000円で対前年度131万1,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、一般及び退職被保険者国民健康保険税の減でございます。

4款国庫支出金は、2億1,272万2,000円で対前年度1,167万円の減額となっております。減額の主なものとして、療養給付費負担金及び財政調整交付金の減となっております。

5款療養給付費交付金は、443万8,000円で対前年度671万1,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、療養給付費交付金の減となっております。

6款前期高齢者交付金は、6,612万3,000円で対前年度1,434万3,000円の減となっております。

9款共同事業交付金は、1億1,302万円で対前年度1,457万8,000円の増額となっております。

ます。増額の主なものといたしまして、保険財政共同安定化事業交付金の増となっております。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

11款繰入金は、4,390万1,000円で対前年度264万3,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、一般会計繰入金の減額となっております。

12款繰越金は、973万9,000円で対前年度404万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費は、539万3,000円で対前年度42万8,000円の増額となっております。増額の主なものといたしまして、国保資格システム改修委託料の増でございます。

2款保険給付費は、3億3,201万6,000円で対前年度4,001万1,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、一般被保険者療養給付費の減となっております。

3款後期高齢者支援金等は、6,268万8,000円で対前年度712万4,000円の増額となっております。

5款老人保健拠出金は、750万7,000円で対前年度782万8,000円の減額となっております。

6款介護納付金は、3,295万6,000円で対前年度206万9,000円の増額となっております。

7款共同事業拠出金は、1億1,288万6,000円で対前年度2,327万円の増額となっております。増額の主なものといたしまして、保険財政共同安定化事業拠出金の増額でございます。

次に、予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

12款予備費は、433万3,000円を計上してございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第22 議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算

平成21年度大宜味村の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算の概要について款でご説明したいと思います。

予算総額は、1,001万6,000円で対前年度9,632万2,000円の減となっております。対前年度比で90.6%の減額となっております。

それでは、歳入について款の主なものご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1 款支払基金交付金は、5,000円で対前年度、5,082万7,000円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、医療費支払基金交付金の減となっております。

2 款国庫支出金は、2,000円で対前年度3,361万9,000円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、医療費国庫負担金の減でございます。

3 款県支出金は、2,000円で対前年度840万3,000円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、医療費県負担金の減でございます。

4 款繰入金は、1,000円で対前年度840万4,000円の減額で、一般会計よりの繰入金の減額となっております。

第5款繰越金は、1,000万円を計上してございます。

続きまして、歳出を説明したいと思います。2ページをお開きいただきたいと思

います。

1 款医療諸費は、193万円で対前年度9,933万3,000円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしましては、医療給付費の減となっております。

5 款予備費は、808万2,000円を計上してございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

そのまま続けたいと思います。よろしく申し上げます。

---

### ◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第23 議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 平成21年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,968万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,800万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要についてご説明したいと思います。

予算総額は、2億6,968万1,000円で対前年度1,440万2,000円の減となっております、対前年度比5.1%の減となっております。

歳入について款の主な事項で説明したいと思います、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

2款国庫支出金は、7,200万円で対前年度2,200万円の減額となっております、減額の主なものといたしまして、水道施設補助金の減でございます。

4款繰入金は、一般会計より繰入金7,859万7,000円で対前年度1,093万5,000円の増額となっております。

5款繰越金は、50万円で対前年度192万円の減となっております。

7款村債は、3,600万円で対前年度1,630万円の減でございます。

続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

1款簡易水道総務費は、7,932万4,000円で対前年度2,274万9,000円の増額となっております。増額の主なものといたしまして、水源基金事業による工事費の増となっております。

2款簡易水道事業費は、1億801万円で対前年度3,839万円の減となっております。減額の主なものといたしましては、水道施設整備事業費による減でございます。

3款公債費は、8,184万8,000円で対前年度124万円の増額でございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第24 議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別

会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算  
平成21年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,666万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,666万5,000円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくをお願いします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要についてご説明したいと思います。

予算総額は、5,666万5,000円で対前年度3,929万9,000円の減となっておりまして、対前年度比41.0%の減となっております。

歳入について款の主な事項でご説明したいと思います。予算書の1ページをお開きい

ただきたいと思います。

1 款国庫支出金は、2,100万円で対前年度2,400万円の減で公共下水道費補助金の減でございます。

5 款村債は、3,390万円で対前年度1,620万円の減で公共下水道事業債の減でございます。続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

1 款公共下水道事業費は、5,496万6,000円で対前年度比4,020万2,000円の減で公共下水道事業費による減でございます。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第25 議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 平成21年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,191万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成21年3月6日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明したいと思います。

予算総額は、4,191万1,000円で対前年度241万4,000円の減で、対前年度比5.4%の減額となっている予算でございます。

それでは、款の主な事項でご説明したいと思います、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款後期高齢者医療保険料ですが、2,190万7,000円の計上となっております。主に特別徴収保険料によるものでございます。

4款繰入金は、1,999万3,000円を計上しておりまして、一般会計から繰り入れしており、保険基盤安定繰入金として計上しております。

続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として、4,189万7,000円を計上しております。

4款予備費に、1万円を計上してございます。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後12時12分)



# 平成21年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成21年3月9日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年3月9日 午前10時00分)

散 会 (平成21年3月9日 午前11時14分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 高江洲 修	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 清 安
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 長 平 良 宏

教育課長 友 寄 景 善

選挙管理  
委員会 島 袋 幸 俊  
書記長

農業委員会  
事務局長 新 城 寛

監査委員  
事務局長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
(午前10時00分)
- 

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
- 

◇ 新城一智議員

- 議長（宮城功光） 通告順により発言を許します。

農業委員選挙について、新城一智議員。

- 2番（新城一智） では、去った20年9月7日に行われた農業委員会選挙についてお伺いします。

この件は、2月27日に発行された県公報の採決書ということでちょっと目にして、急遽質問したいと思ひまして、上げさせていただきました。選挙管理委員長にお伺いしますけれども、この採決書によれば、選挙管理委員会が20年10月8日付でなした却下の決定はこれを取り消す、本件審査の申し立てを棄却するとありますけれども、この却下の決定は、これを取り消すについて、審査申立人の儀保 昇さんから審査の申し立てを受けて、いろいろ県選管とのやりとりも含めてこのような採決になったと思ひますけれども、これについて選挙管理委員会の審査の申し立てを出した理由、なぜ受けなかったか、その辺からちょっと聞かせていただきたいと思います。

- 議長（宮城功光） 選挙管理委員長。

(高江洲 修選挙管理委員会委員長 登壇)

- 選挙管理委員会委員長（高江洲 修） おはようございます。ただいま、新城一智議員の農業委員会選挙についての質問にお答えします。

平成20年9月7日執行の大宜味村農業委員会委員一般選挙に係る選挙無効の申し出を9月17日受け、本委員会は受理し、本委員会は申し出人が直接権利、利益を侵害されるとは認められないことや、平成20年度大宜味村農業委員会選挙人名簿は、農業委員会に関する法律施行令第3条第1項に定める1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登載申請がなされ、農業委員会に関する法律施行令第3条第2項の定めにより、農業委員会の意見が付

され、本委員会へ送付され、公職選挙法第23条第2項準用に定める15日間の縦覧を経て、期間中、異議申し立てもないことから、農業委員会に関する法律第10条第5項の定めにより3月31日をもって選挙人名簿を確定しています。本委員会は、選挙人名簿を適正に処理され、選挙人名簿に不備はなく、その選挙人名簿に基づき執行された当該選挙も正当であるとの理由から、申し出を却下しました。それを受け、申し出人は沖縄県選挙管理委員会に審査申し立てを行い、本委員会の弁明書や申し出人の反論書等を参考に採決され、今回の県公報に掲載されました。

本委員会としては、今回の県公報の掲載は残念ではありますが、県も決定したことを告示する必要があり、さらに県民へ広く知らせる公報の目的をもって掲載されたものと理解しています。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） いろいろその件について選管委員長からありましたけれども、やっぱりこういうことが公報に出るという自体、やっぱり不名誉なことだと思っております。これは被選挙権がない者が当選したということが書かれていますけれども、通常の村長・村議選挙との大きな違いという、この選挙権についてとか、この選挙人名簿について、大きな違いはどのようなところにあるのでしょうか。

○ 議長（宮城功光） 選挙管理委員会書記長。

（島袋幸俊選挙管理委員会書記長 登壇）

○ 選挙管理委員会書記長（島袋幸俊） ただいまの質問にお答えしていきたいと思いません。

農業委員会の選挙人名簿は、先ほど委員長のほうから報告がありましたとおり、まず、農業者からの申請、あるいはそのあたりを審査を受けて農業委員会のほうから選管のほうに報告されまして、縦覧等を終えて、それを確定してっております。通常の選挙は、満二十以上ということがありますが、この農業委員会選挙においては、法人であるとか、そういったところも認められております、個人だけではなくて、そのあたりが大きな違いだと思います。

○ 議長（宮城功光） ただいまの答弁は、選挙管理委員会書記長の答弁でありました。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、大きな違いということで選管の書記長からありましたけれども、やっぱり被選挙権という規定というか、それはどの選挙もきちっとしていなければい

けないと思うんです。その辺含めて、ちょっとこの公報からとれる今後の問題になりそうな点について、早目の解決を図る上で、少し私の考え方を含めて申し入れをしておきたいと思います。

これは、当該当選人について、当選無効と争うことは十分に考えられる旨の選管の見解が載せられてあります。この件について、県選管の採決は、もちろんこの申し立ては却下しているんですけども、棄却しているんですけども、後々やっぱりこういうのが法廷で争われるようなことがないように、本当に当局としても取り計らいしていただきたいと思います。

実は、この申し立て人の儀保さんについて、ちょっと質問に立つということで、きのうご本人にお会いして、いろいろな経緯とか経過を聞いてきました。すると、やっぱりいろいろ思いがあるようですので、大きなことに発展させないように、本人とのコミュニケーションというかやりとりですね、しっかりやってほしいなと思ひまして、これは本人も結構怒ってしまひて、いろいろ今後について法廷闘争も辞さない考えのようなことも言っていましたので、ぜひ農業委員会で、村当局もこういうことがさらに大きくならないような形でお願いしたいと思ひます。

もう一つ、アイモコさん、ふるさと観光大使でいろいろ大宜味のことを宣伝して、ハルサーミュージシャンであったり、農業振興にも大きく寄与していると思ひます。この問題は、やっぱり農業委員会にかかわることでもあるし、ひいては農業振興、農業全体をとらえることもできると思ひますので、彼らがやっぱりこういう活動を展開していることに、泥を塗るようなことにもなりかねないと思ひますので、この辺の取り扱いを総力を挙げてやっていただきたいなと申し入れして終わります。

○ **議長（宮城功光）** これで、農業委員選挙についての質問を終わります。

次に、平成21年度施政方針について、新城一智議員。

○ **2番（新城一智）** では、平成21年度の施政方針についてお伺ひします。

行財政運営に当たってというところで、2ページの下から5行目あたりから始まりますが、非常に私としてはすごい好感が持てて、いい書かれ方がされているなと思ひまして、もっと具体的に聞きたいなと思ひます。

まず、読み上げていきたいと思ひます。厳しい世界的経済混乱の中にあっても、外部の経済社会情勢の変化に左右されない、地域独自の豊かな自然環境や在来の生産物や生活文化を資源として生かした農林水産業を核とした産業振興を推進する必要があります。新し

い産業振興の理念として、1つに、温故知新に立脚した産業振興を推進し、産業ルネッサンス、すなわち在来産業の復興を指向すること、2つに、産業ルネッサンス、在来産業の復興を指向する中でブランド化やイノベーション（技術革新）に取り組み、新産業の創出、新商品の開発を図り、さらに地産地消をベースに国際的にも販路拡大していく産業の振興を推進すること、この理念が今後大宜味村の活性化の大きな柱として広く村民に普及し、あらゆる人々、あらゆる場、あらゆる角度から提案、議論、実践が展開できるよう創意工夫してまいりますと書かれています。

この件について、この内容について、1つ、在来産業ということがありますが、例えばどのような産業が想定されているのか、また、あるのか。2点目には、国際的にも販路を拡大していく産業、また、どのようなものを農産物などを想定してこういうことが書かれているのか。創意工夫について、考え方、アイデアです、どういった形でイメージしているのか。例えば村民会議とか、村民とのコミュニケーションの場所とか、そういったものがここでこういう創意工夫というところにも入っているのかです。

それで、通告書の中には書かれていないんですが、ちょっと聞きたいのがあと2点ありまして、財政運営の基本施策、住民サービスのところなんです。今昼休みは継続していくということなんですけれども、夕刻とか、時間延長してやる検討する考え方はないのかと、あと、安心・安全のむらづくりのところで港湾整備、去年も全く同じように要請するという事で、整備について関係機関に要請を行うということになっていきますけれども、これまでどのような要請がなされているのか。これについては、来年高校総体があります。塩屋湾で行われますので、この辺も含めて、関連してやる、要請できるようなどころがあると思いますので、その辺の考え方を聞きたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平成21年度施政方針についてということで、新城一智議員の質問にお答えいたしますが、まず、通告にありました3点について申し上げまして、あと2点については少し検討させていただきたいと思います。

1点目の在来産業については、農業の例示としてシークワサーの青果の復活といいますか、活用といいますか——の推進と、それから稲作とターウム——そういう表現にさせてください、ターウム等の水田の作物、それから大豆、それからお茶、それから言われているタピオカというようなものと、生ものから、それを原料とした加工品まですべての

商品化するという方向。そして、林業の例示といたしましてはシイタケ、木炭、それから木工家具、あるいは染色剤の復活。水産業においては各種栽培漁業の復活、工業の例示といたしましては、かつて非常に盛んだった塩づくり、製塩業、あるいはみそ、今婦人会も一生懸命やっていますが、そのみその製造業、あるいは豆腐の製造業、そういったものを初め、その他、我々の地域で特に使われていた伝統的な食材、食ぜんというようなものが考えられるのではないのかというようなことで、これら例示をいたしましたものをもとにして在来産業の復活、実現に向けて、村民の多くの声を聞きながら、議論をし、産業化に取り組んでいきたいなというふうなことで、まさに温故知新というような方向でいきたいということでございます。

2点目の国際的にということとは、さっきの申し上げたような事例をもとにしながらも、国際的にも販路拡大していくという産業というのは、大宜味村のさきに挙げた在来の産業すべてが考えられております。これまでの課題は、販路拡大を規制の流通の域から出なかったということが考えられておりますし、今後はインターネットというようなもの、インターネットのホームページを利用することや、沖縄県の海外での交易会に参加することで、大宜味村の長寿、健康のイメージを全世界へ、多くの村民、事業者がいろいろな手段、機会あるごとに情報発信をすることです。また、今世界は経済的側面だけでなく、あらゆる面で大きく変わる時期だと思われまます。大宜味村の基幹産業である農業を初めとする農林水産業を見直すうねりといいますか、それが大きくなっていると思っております。

3点目の創意工夫については、20年度は地域おこしの多彩な専門家を招いてお話を聞くことができました。その機会をつくりました。その話の共通点として、大宜味村は小規模な村であるが他の地域に負けない資源が豊富にあり、それを生かしていく手だてとして人材を育て地域を引っ張っていくリーダーをつくり、リーダーを中心としてみんなで創意工夫を重ねていくことの重要性が話されております。そのことを産業振興に生かしていけたらというふうに考えております。

なお、先ほどありました夕刻までという延長の話と、それから港湾についての話はちょっと後でお答えしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、やはり期待の持てるような産業の振興について村長が答弁なされましたけれども、本当にこの第1次産業というのは、ここにもあるように、外部の経済情勢に余り左右されないところもやっぱり本当にあるということがよく言われています。

食の安心とか安全とか、自給率のアップも含めて、やっぱり国としてもこういうのに力を入れてくるというのは、いろいろ国会を見ているとそういうところからもやっぱりとれるところで、その辺はやっぱりバックヤードというか用地で、今までの温故知新ということもありますけれども、今まで積み上げてきた大宜味のよさを含めて非常に生かせるところじゃないかなと思っています。

それをやるについて、私はやっぱり想像できることは実現できるというふうによく言われますけれども、その中にはやっぱり行動を起こす、取り組んでいくということがないとやっぱり実現できませんので、この辺についてもう少し、やるぞという意気込みを村長のほうから聞かせていただきたいなと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど申し上げました温故知新というようなことに基づきながら、いろいろな材料が考えられると。大宜味村には、かつて使って非常に盛んであった農業、漁業、林業、そういったものをできるだけ復活といいますか、それを活用して、大宜味村の産業とこれからの発展につなげていきたいなと。そうすることは、先ほど議員ご指摘のとおり、やはり世論といいますか、議論の環境を積み重ねていく必要があると。そうすると、どうしてもそこにはどのような聴取の仕方が、あるいは議論の仕方や場所があるのか、それについてはまだ具体的に今できていませんので、これはまた課を中心にしながら、それはどういう方法が一番いいのか、行動そして実現に向けていける体制はどうなのかというようなことを含めて、今後検討させていただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この伺う2点目、国際的にも販路の拡大ということで挙げてありますけれども、実は前の経済大臣であった竹中平蔵さんでしたか、その人があるテレビ番組で、スイカとか20世紀ナシだったかな、今イチゴもそうですけれども、国際的に土地に物が育たない、要するに全くこういう果実が育たないようなところに持っていくと、この付加価値が3倍も5倍も上がるような、金額はちょっと忘れちゃったけれどもそういうものがあると、実際起こっているということで、シークワサーなんかもそうなんですけれども、かんきつ類は北限があって、その北に行けばやっぱりないというのも実際あるようで、日本だけじゃなくて、沖縄だけじゃなくて、やっぱり中国とかロシアとか、ないところに持っていくようなことも視野に入れて考えるべきじゃないかなと思います。

伊藤忠の会長さんが言われていたものがちょっと頭に残っているんですけど、やっ

ぱり市場は中国にあるということを言われていました。今、丸海さんですか、月桃の石けんをつくっている、前に視察に行ったときにも中国に出しているんだということなんで、月桃については中国にあるかどうかわかりませんが、特に、シークワサーとかかんきつ系は北になればなるほどやっぱりないと思うので、珍しい作物と思うんですが、その辺も含めて、沖縄も中国に窓口を持っていたりしますので、その辺を活用した取り組みをぜひやっていただきたいなと思います。

もう一つ、先ほど検討すると言われていましたけれども、港湾整備の件で、やっぱりこれは22年に総体がある中で、今までも整備計画が実行されていないような話も聞こえます、県の港湾計画、7次の整備計画ですか、ちょっとこの辺は詳しいことはわかりませんが、ぜひ強い姿勢で、やっぱり要請すべきだと思いますけれども、その辺のことも聞いていきたいと。シークワサーについては、こう目指していくような努力をするのかどうか、この辺について。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時26分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

---

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。村長。

○ 村長（島袋義久） 今、議員ご指摘の2点につきまして、1点目は私のほうから決意を申し上げたいと思います。いわゆるシークワサーは、さっきは青果の話をしました、これは施政方針で申し上げましたように花から青切りやら加工用、青果までという一連の、その製品をどう販路拡大していくのか、どこに向けていくのか、今おっしゃるように、ないところにどう市場を拡大していくのかと、これは大きな、重要な課題だと思っております、これをこれから流通にどう乗せていくのかということをお我々としてもしっかり考え、実行に移せる方向を持ちたいなというふうに思っております。

それから、港湾整備につきましては、今、高校総体との関連では艇庫の話は要請をしながらずっとやっておりますが、県の今度の予算化についてはまだあるとかいう話はあるんですけども、その辺については恐らく教育委員会からの要請はしてございます。

その他については、ちょっと建設課長から答えさせます。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 港湾整備のほうなんですけれども、7次、8次と出しているんですけれども、費用対効果とか、その辺の内容がありまして、なかなか港湾課のほうに腰が上がらないと、そういう状況であります。

○ 議長（宮城功光） 新城一智議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条の規定によって特に発言を許します。新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。このシークワサーの販路拡大は、指定管理を受けたシークワサー振興組合とか振興協議会、いろいろな農家も含めてやっぱり真剣に検討していかないと、産業自体が、せっかく積み上げられてきたのが、また値段も暴落とか、いろいろな懸念材料が非常にありますので、その辺しっかりやっていただきたいなと思います。

港湾整備の件については、重い腰を上げさせるように、本当に強力で推進していただきたいなと思います。何かありましたら、答弁をいただいて、終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で、21年度施政方針についての質問を終わります。

次に、幼稚園と保育所について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 幼稚園と保育所について、伺いたいと思います。幼稚園と保育所の連携について、管轄が違うので、教育委員会と住民福祉課のほうでいろいろ検討はなされていると思うんですけれども、今後、今の検討していく中の課題とか進行状況について、あれば伺いたいと思います。

それと、結の浜に保育所が移るという計画にはなっているんですが、現在、喜如嘉と塩屋と保育所2カ所ありまして、これは統合するような形で整備されるのか、その辺の方針を含めて聞きたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の幼稚園と保育所についてのご質問にお答えいたしますが、村の行政改革内部検討委員会の組織定数班検討会の中で、幼稚園、保育所の一体化について3回ほど会議が持たれ、検討してきました。その中で、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律というのが平成18年10月1日に施行され、小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する認定こども園という制度が創設されております。これに伴い、沖縄県

においても沖縄県認定こども園の認定の基準に関する条例が平成19年3月30日施行で制定されております。

そのことについて、大宜味村でも認定こども園制度、その制度が取り入れられないかが議題になって議論になっているところでございます。そういうことも含めて、今後、結の浜への保育所の移転に当たりましては、統合等も含めてこれから検討していきたいというふうに考えております。その検討委員会の中で、そういう内容も含めていくこととなります。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この連携の問題については、いろいろ所管の、省庁が違うということで、法の整備とか、いろいろ必要になってくると思うんですけども、やっぱり大宜味独自の考え方を持ったものを築き上げていってほしいなという気がします。統合の問題についても、やっぱり統合するのであれば、早いうちから現場サイドとも意見交換とか、そういうものを周知することでやっぱりいろいろな意見、またアイデア等が出てくると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、結の浜に保育所の計画されている用地がありますけれども、そのそばには交流広場用地ということで点在されていると思うんですが、将来的にはやっぱり幼稚園も併設するような形ができないのか、検討に値することではないのかなと思います。その辺も含めて、村長の見解を求めたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 大宜味村の方針ということでございますが、今ここはこの検討委員会の中でしっかり、いわゆる検討していくということなんです。この検討、今先ほど申し上げました認定こども園というのが今我々がした幼保の一体化というようなことで議論も進めてきましたが、まさにその内容が今申し上げました認定こども園というような中身になっているというようなことで、そのことが議題となって、今それを中心に検討委員会で議論をしているところです。そこから発展して行って、今の結の浜へというふうに結んでいくし、また、先ほど教育関係の所信表明でも申し上げましたように、学校教育振興計画検討委員会というのを教育委員会で今、仮称ですが予定をしていると。その中でも、幼稚園のあり方についての内容も入っているということでもありますから、しっかり教育委員会とも、そういうことを連携に密にしながらその問題は進めていきたいというふうに思っています。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この幼稚園と保育所の連携、また、こども園について、やっぱり今現場ではどういふのが起きているかという、人数の確保がやっぱり必要なんです、保育所でも、就学前の5歳児、6歳児ですか、幼稚園もやっぱり人がいないと、この引き合いが非常に強いということも、父母の方から聞くことが多々あります。だから、こういう問題をほっぽらかしという、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、真剣にやっぱり対処していかないと、子供たちあつての保育所、幼稚園ですので、そういう制度自体がこうだからそうなっているんだと、真剣にやっぱりこれはやっていただきたいなと思いますけれども、その現状についてやっぱり子供たちにも精神的にも影響を与えるわけです。だから、もっと早急に早くこういう問題を解決するように努力していただきたいなと思いますので、村長から一言あれば伺って、終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまのご指摘、まさにそのとおりだと思います。不安な状態で一緒にということになると、ますますその子供たち、一定期間はかなり抵抗が出てくるだろうと思います。それで、そういうことをできるだけなくするという、今その検討委員会で父母とかいう方のアンケートをとったり、地域での状況説明会を持ったりという、そういうことも含めて今の定数班の中で検討していると、そこまで検討が今進んでおりますが、アンケート等についてはちょっとおくれは出ておりますけれども、そういうことをしっかり中で検討しているということと、さらにそれは検討していくということでございます。

○ 議長（宮城功光） これで、幼稚園と保育所についての質問を終わります。

以上で、新城一智議員の質問を終わります。

---

◇ 金 城 勇 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、村立診療所について、金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） それでは、私のほうから村立診療所についてお伺いします。

21年4月から医師の確保のめどは立っているのか、医師確保に向けてどう取り組んでできたのか、村立診療所の整備についてどう取り組んでいくのか。

ちょっと質問の仕方が足りないんですけども、村立診療所の整備について、現在とこれから埋立地に建てようとする両方のことを含めて、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの金城 勇議員の村立診療所についてのご質問にお答えいたします。

3点についてありますが、1点目の医師の確保のめどについては、現在3件ほどの情報を持っております。その中で4月1日から新医療スタッフでの診療開始に向けて、面接等も予定し、準備を進めているところでございます。

2点目の医師確保の取り組みといたしましては、去年の10月から僻地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓発、普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上を図り、住民福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的に設立された社団法人地域医療振興協会という組織を中心に、個人及び団体等に対し医者確保という目的を持って交渉してまいりました。その中から、現在はさっき説明いたしました3件について交渉を今進めているところであります。

3点目の村立診療所の整備についてでございますが、現在の診療所は30何年と、30年以上経過し、老朽化が進み、危険な状況にあり、建物や医療機器等の修繕に費用がかかっております。建てかえの時期にあると考えております。村としては結の浜に建設を予定しておりますが、診療所は医療法に基づいて基本設計をして実施設計を行います。実施設計は、医療関係者や住民等の意見を聴取しながら、医療機器等も含めた設計を行う。医師の住居や薬局及び駐車場の大きさ等も検討し、総合的な実施計画書が完了すると建設工事というふうに進んでいきます。

本年度は、診療所及び住居の建設のみの工事を行い、22年度は医療機器の設置工事及び駐車場等の屋外附帯工事を行います。診療所が完成すると、旧診療所の跡地利用等の検討をこれから行っていきたいということです。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 村長のご答弁がありました。3件の申し込みがあると。この中からすんなりと引き受けてくれる医師があればよろしいんですけども、本当に医師不足は深刻な問題であり、大宜味だけの問題ではないんですけども、やはり僻地にとっては本当に医師がいないということは深刻な問題で、通院、通所が遠距離になると、それから本当に地域の医療のサービスができなくなり、交通費の負担とか、やっぱり心配です、近くにないということの、特にお年寄りのいなくなるという心配のあれがとてもふだんから

聞かれるものですから、この診療所について聞いているんですけども。

この建てかえの時期に来ていると、それで埋立地のほうに新しくつくられるということです、この予算面についてお聞きしたいんですけども、前にいただいた公有水面の財源内訳、バランスシートが出ていたんですけども、その村立診療所の予算として1億6,300万、その内訳を見ますと、国庫支出金が3,980万、地方債が8,620万、一般財源3,700万となっておりますけれども、今度の新年度予算では特定財源その他 6,652万になっておりますが、以前にいただいた予算の内訳と今回の予算のあり方では違うんですけども、先ほど村長が少し説明ありましたが、住居のみであるとか、そこら辺の財源内訳の流れをもう少し詳しく説明してほしいんですが、お願いします。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時45分）

---

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

---

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 診療所は、当初補助事業でやるということで、村負担を水源基金事業でやるということでしたけれども、補助事業が採択基準等とか、そういうものが不可能であるということで、水源基金事業でやるということになっております。

それと、2年にまたがるということは、水源基金のほうも年度内の財源が決まっているものですから、1年度では無理だということで、年度に分けて支出したいということで、水源基金事業のほうで進めていきたいということでもあります。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 予算面で補助対象にならないということはかなりきついと思うんですけども、やはりこの医師の確保も含めて、その予算もどうにか自己財源だけをとると、また、ほかに対するものがいろいろかかわってきますので、この予算の中で備品費についてもまた来年度の予算で組むということでしょうか。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 水源基金事業の中で、取りつけとか、固定するものとかありますね、そういうものは建設費の中で入れていく方法もあるのではないかと考えてお

ります。備品費として予算を進めるものと、建設費の中に含まれるものは建設費の中に含んで執行していきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） 金城 勇議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 3回で終わろうと思ったんですけども、ぜひ、この診療所の問題について、医師の確たる確保と診療所の建設に向けて、やはり医師が決まってからだと思うんですけども、基金に対しても本当に必要な備品なり、建設のあり方なり話し合いながら、この医師の確保と診療所の設備について、もう一度村長のほうから、確かに確保するというをここで約束してほしいんですけども、お願いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの勇議員のご指摘、ご質問、医師の確保については我々としてもぜひ、3件の情報をどういう形で実現していくのかということでも今それぞれやっているところなんですけど、99.9%まで大丈夫だと言っても、なかなかそこで引っかかるときがあるというようなこともございまして、今、やります、できますということをはっきりは申し上げられませんが、その方向で進めていく、努力していくということしか今ここで申し上げる、ぜひ確保していきたいなと思っております。

それから、診療所の建設につきましては、診療所の先生が決まり次第、あるいは決まって、その先生も含めて、村内の方々も含めて、その内容については基本設計ができましたから実施設計の段階でいろいろな意見を交換をしながら、その建築をしていきたいなということで、ぜひ、21年、22年にまたがりますけれども、それを確実に実施していきたいなというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） これで、村立診療所についての質問を終わります。

次に、林業の振興について、金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 次に、林業の振興についてお伺いします。

これまでの林業事業の成果についてお伺いします。

また、これからの林業事業の森林整備の進め方についてお伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの金城 勇議員の2点のご質問についてお答えします。

1点目のこれまでの林業事業の成果についてのご質問につきましては、大宜味村のこれ

までの4次にわたる総合計画等を基本に、大宜味村森林整備計画などを考慮しながら林業事業を進めてまいりました。村土の約8割近い森林を持つ我が村における林業事業におきましては、大きく分けて造林事業と林道事業に区分されます。造林事業としましては、受光伐事業、樹下植栽事業、改良事業、侵食造林事業、保育事業、松くい虫防除事業等さまざまな事業を導入し、村土の保全に努め、取り組んでまいりました。造林事業のほか、林道事業におきましては、謝名城林道、大兼久林道等があります。林道の持つ村道や農道等とのアクセスによる地域のネットワーク機能としての道路網の整備で、移動距離や移動時間の短縮により、農業者はもとより、林道を活用するさまざまな皆さんのコスト等の軽減にもつながり、貢献できたものと思っております。さらには、構造改善事業による木炭生産事業やシイタケ生産事業が成果としても挙げられると思っております。

2点目のこれからの林業事業の森林整備の進め方についてのご質問でございますが、大宜味村第4次総合計画及び森林保護による大宜味村森林整備計画等に基づき、国・県の指導を受けながら、林業事業の森林整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 林業の成果についてと、これからの進め方について答弁がありましたけれども、4次構想の中で林業構造改善事業という国の植林がありまして、大宜味村林業振興特別対策事業推進会議条例というのがありますね。その中で、第2条に推進会議の大宜味村における林業振興特別対策事業計画の樹立及び変更に関する事項の調査及び協議を行うとありますが、これまでの林業事業を行うに当たって、この推進会議等々が持たれて、この林業についての話し合いがなされていたのか。現在、条例を見ますと、8名以内でつくるということになっていますけれども、どなたがなっているかちょっとわからないものですから、後でいいですけれども名簿の提出などをお願いします。

それから、大宜味村林野条例においては、第37条において保護取り締まりというところで、保護取り締まりは村職員が当たるものとする、ただし保安林、県有林地については当該部落長もこれに当たるものとするとありますが、村有林及び保安林の保護取り締まりについて、区長さんたちにもそういうことが説明されているのか、それもお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 金城議員からのご質問、今までの計画の中で、やはり話

し合いはされているかと思います。その中で、また区長のものに関して、さらに我々としてもう一度再確認をしながら、その森林計画とあと保全、村職員初め、地域のみんなとやはり協力し合いながらやっていきたい。今の話については、今年度においては現在行われておりません、話の中ではですね。今後、やはりもう一度それを確認しながら、村土を守りながら、その森林計画を今後進めていきたいと考えております。

先ほど、委員の名簿の話、それについてはまた後で資料を配りたいと思いますので、よろしく願います。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） この林業の振興について、聞くきっかけというのは、やはりもう感じていると思うんですけども、喜如嘉の林道事業で説明会をやったと。人数が少なく、余り把握されていなかったと。伐採が始まり、地域の住民がこれはちょっとひどいではないかと。私も連絡を受けて、現場を見に行きました。その後、林業をやっている方々の話を聞いて、クヌギの植林についてやはり疑問を持っておられると。そこで、やはり村が対応するに当たって、確かに喜如嘉のほうでは17年度にもやられているんですけども、そのときには何の苦情も出なかったと。あのときの事業と今回の差は何であるかと、そこら辺も把握しないといけないと思います。

前回17年度にやったのは地域から見づらいところで、下流は恐らく大保川に流れると思うんですけども、今回の場所はより住民の近いところであり、また特別な場所であると。間伐ではなくて、皆伐に近い状態でやっておりますね。説明会のときにも、住民の方々からいろいろな意見が出されましたけれども、やはりこのクヌギを植えるためにこれだけの予算をかけて、林業者が疑問を感じていることに対して県の森林組合あたりが堂々と木を切って、また在来ではないクヌギを植えて、この成功例を聞いたことがありません。

費用対効果の話をすれば、県の担当課の話だと赤字であると、こういう林道事業をやはりもう改めないといけない時期に来ているのではないかなと思うんです。今、この条例の中でいた委員の方々もそうですけれども、やっぱり村もその保護であるとか、この取り締まりだとか、そういうことをやはりふだんから認識されて、全く切るなということではなくて、この計画を進める上で、その進行状況であるとか、その場所であるとか、やはり検討されて、今後この林業と振興の、またこの山林森林保護という中で意見が分かれるかと思うんですけども、やはり具体的な説明と具体的な情報の提供、例えばその事業を進める前に前例などを説明するとか、例えばさきにやった事例を視察を行うとか、そこら辺の

具体的な説明、情報提供がないから、こんな事業の途中で中止ということが出てくるわけであって、やはり村民の理解と協力を得られないと、今後の林業の振興というのはもうできなくなると思うんです。

そこで、新聞にも載っておりますけれども、もう喜如嘉林業事業というのは伐採を中止すると、これは説明会で課長が言ったんですけれども、やはりこの場でやっぱり村長からこの事業に対してどうするかというのを、また、残された事業に対してどう対処していくのかをお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの勇議員のご質問、ご指摘がありました、そのとおりで思っております、今、具体的に喜如嘉の現場も私も行って来たんですけれども、本当にああいう結果になっているなど。それで、これは1つの、先ほど指摘がありますように、お互いの意思疎通、情報の提供や交換というような部分が結構不足していたのではないかというふうなことは認識しております、今後、今の状態でも、その後予定しているものについては実施しないというふうに考えています。我々はあくまでも森を、山を守り、緑をふやしていくという立場をとっているんですけれども、そういう結果になりました。今後ともそういう立場は、山をつくるんだということをしっかり認識しながら、先ほどご指摘のありました組織の活用や住民との意思疎通を図る情報交換、情報の提供というようなことは積極的に進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） これで、林業の振興についての質問を終わります。

以上で、金城 勇議員の質問を終わります。

---

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（宮城功光） 次に、育英資金について、平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは、一般質問をさせてもらいたいと思っております。

育英資金についてでございますが、施政方針の13ページの生涯学習の振興に関連いたしました、教育資金について質問をさせていただきたいと思っております。

大宜味村は、過去において教育村と標榜を受けた歴史がございます。急峻な地形で平地に恵まれない厳しい自然条件のもと、生活難にあえいだ先人たちが作り出した「人材をもって資源となす」という教育理念があります。これは、大宜味小学校の初代校長の親泊校長のお言葉でございますが、これを村是として使われているわけでございますが、本村

の育成会が発足して40年余を既に歳月がたっていると思いますが、その間、経済的な理由により就学困難な人たちが、その資金を借り入れ、所期の目的を達成し、多くの有能な人材として各界各層に輩出し、活躍していることはまことに喜ばしい限りであります。

さて、利用者の資格条件、選抜決定貸し付け金額、償還等々については、規約に具体的に明記されていると思いますが、3点ほど質問をしたいと思っております。

1つ目に、全体的な回収の状況がどうなっているのか、また、回収できないのはどういふ原因なのか、お聞きしたいと思っております。

2つ目に、回収見込み、請求の方法はどうなっているのか。

また、3つ目には、現在の資金量は幾らあるのか。なお、平成21年度の貸し付けは何名貸し付けができるか。以上3点についてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

○ 教育長（平良 宏） 平良嗣男議員のご質問にお答えしてまいります。

質問の中で、育英資金が40年余というふうな中身がございましたが、1955年に制定されておりまして、2009年では54年目を迎えることとなります。質問の中にごございました幾多の先輩方が、また現在までもこの資金を活用しながら、村内外、ひいては国外までも活躍している方々がいらっしゃいます。そういう意味では、この50年余にかけて、この育英資金というのは多くの村民に活用されております。

それでは、3点の質問がございましたので、順を追って答弁してまいります。

1つ目の質問についてですが、全体的な回収の状況についてはということですが、20年度内に3名の方が償還を完了しております。現在の償還対象者は29名であります。償還の方法ですが、3万円を超えない範囲で毎月行うことになっております。しかし、各人それぞれ内容が違っておりまして、5万円返納できる能力がある者は5万円、それから経済的に厳しい者については1万円というふうなことで、1万円から5万円の範囲で償還が今行われております。20年4月1日から21年3月5日までの11カ月間の償還総額が447万5,000円ですが、6名が支払いが滞りぎみであります。その原因としましては、家庭の経済的な理由が要因ではないかというふうにとらえております。

それから、2つ目の質問についてお答えしますが、回収見込みと請求の方法についてですが、償還対象者には毎年適宜に残高通知を送付いたしております。償還状況をお知らせするとともに、滞納者については督促を行っておりますし、文書でもって督促、そしてま

た電話による催促や直接催促する場合があります。そういうことで、それなりの効果も上がっております。しかし、期間の経過とともに再び滞納ぎみになる場合もございます。

今後も引き続き、滞納者については文書による督促を初め、電話や直接催促を行うなど、場合によっては当事者を教育委員会まで来てもらって、償還について相談を受けながら、粘り強く今後も償還について頑張っていきたいなと思います。そして、今後とも本事業の健全性の確保に努めてまいりたいと思っております。

3つ目のご質問にお答えしますが、資金量は現在償還がかなりスムーズにいつているおかげもございまして、1,200万円ございますので、21年度については5名ほど貸し付けが可能だという判断をしております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変、今現在、前から見ますと育英資金の回収についても大変頑張っておられるということを前から聞いております。ただ、私は今実際資金量はどれだけあるかなと、それが心配で、資金量が今先ほどありました1,200万あるということでありますから、今後我々のすばらしい子弟に貸し付けをして、すばらしい教育を受けてもらうというようなことで、その資金を大いに借りにきてもらいたいと思っているわけでありませう。

いずれにしても、29名の皆さん方がもう未収があるということでございますから、ことわざにもありますけれども、借りるときはえびす顔なんです、返すときは閻魔顔というようなことで、……聴取困難……ということでもありますから、学生相手の心理、先ほど教育長が話した、電話での督促または教育委員会に来てもらうとか、そういうことをやってきたけれども、やはり実行を多くして、そして、電話等による実行又は文書等の実行をやっていないと、そういうものがただただ残っていくのかと思っておりますので、そこら辺をしっかりと今後とも子弟の教育、大宜味村だけのようなことをするためには、回収を多くして、そして多くの皆様方に貸し付けをしていくんだというようなことで、どうぞ回収、運営に頑張ってもらいたいというふうに思っております。

教育長さん、何かあったら、答弁を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 今後とも、この浄財をより多くの教育を受ける皆さん方に活用してもらいたいなと思っています。

それから、質問にはございませんが、育英会としまして、早い時期に専門学校とか、2年前からは看護学校に行く子弟には貸し付け可能となりましたが、今現在、専門学校とか高校を卒業して多くの子弟が行くようになっていきますので、家庭においてはこのあたりもぜひお貸し願いたいという希望もございます。さらには高専とか資金がある範囲内でより多くの子弟に貸し付けができるよう、活用してもらおうようにしていきたいなと思います。

それから、やっぱり滞納者についてはさきも答弁しましたが、できるだけえびす顔で回収していくような努力をしていきたいと思えます。ご質問ありがとうございました。

○ 議長（宮城功光） これで、育英資金についての質問を終わります。

以上で、平良嗣男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◇散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で、本日の一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時14分)



# 平成21年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成21年3月10日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年3月10日 午前10時00分)

散 会 (平成21年3月10日 午前10時38分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワサー 振興室長	山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	産 業 振 興 課 長	新 城 寛
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長	新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 清 安
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 長	平 良 宏
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 課 長	友 寄 景 善

農業委員会 新城 寛 監査委員 宮城 豊  
 事務局長

選挙管理 島袋 幸俊  
 委員会 長  
 書記 長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	同第1号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
3	同第2号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
4	同第3号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
5	同第4号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
6	議案第6号	指定管理者の「指定の期間」の変更について	質 疑 付 託 省 略
7	議案第7号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
8	議案第8号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
9	議案第9号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
10	議案第10号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
11	議案第11号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
12	議案第12号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
13	議案第13号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	議案 第14号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質疑 委員会付託
15	議案 第15号	平成21年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
16	議案 第16号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
17	議案 第17号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算	質疑 委員会付託
18	議案 第18号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
19	議案 第19号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
20	議案 第20号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてをお諮りいたします。本件は、お手元に配りました意見のとおり適任と答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてはお手元に配りました意見のとおり適任と答申することに決定しました。

---

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第1項 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程3 同意第2号 教育委員会委員の任命について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号 教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

#### ◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については同意することに決定しました。

---

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任については同意することに決定しました。

---

◎議案第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第6号 指定管理者の「指定の期間」の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第11 議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第12 議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第14 議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第15 議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では、21年度の一般会計予算について質疑を行います。2点ほどお伺いします。

まず、1点目は、2款1項1目1節防災会議委員報酬、この費目存置になっているようですが、その理由をお聞かせください。

もう1点目は、6款1項10目9節旅費、シークワサー振興室の旅費なんですけれども、この旅費は職員と各種団体に分かれて東京と大阪に行く予定になっているようですが、いつごろ、また何を持って、製品ですね、青果品も含めていつごろ行かれる予定なのか、まずこの2点についてお願いします。

○ 議長(宮城功光) 総務課長。

○ 総務課長(島袋幸俊) では、防災会議の委員報酬について、質問にお答えしていきたいと思います。

まず、一般会計の補正の5ページをお願いします。その中に、繰越明許費が示されておりますが、2款1項、事業名、大宜味村地域防災計画策定事業550万のほうに委託料あるいは委員の報酬等を含まれていることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 議長(宮城功光) シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長(山城 均) ただいまの旅費の質問にお答えしたいと思い

ます。

予算説明書57ページにあります。これにつきましては、5名につきましては特別職、村長、副村長初め職員ということで、職員旅費として考えておまして、あと、残り5名ということで、各種団体5名ということで説明はされておりますが、これは生産者を中心とした人選で行きたいということで考えておまして、その時期につきましては、今この季節の展開をしていくということで考えておまして、青切りの酢の物用ということで1つ取り組みとしまして、特に加工用につきましてはその製品等の販売促進という形でいろいろな方法があると思ひまして、もう一つの重点的な青果、食用としてのナマカのキャンペーンという形で今検討しております。

それが、東京、大阪ということになっておまして、同じものでやるほうがいいのか、もう一つの方法もあるんですが、この2つの、このシークワサーの特性をアピールするために、シークワサー独自の特徴をアピールするために、酢の物用、青切りの展開と青果としての完熟、完熟というか、その前になるとは思うんですが、そういうキャンペーンとして取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） まず、防災会議の件については補正で上がってやっていくということでありまして、今年度見直しということで、まず何回くらい予定して、その中身を、もう多岐にわたるんですけども、この防災会議計画を見ると、その中身の検討はどのようなところからなされるのか、大宜味村全体どの地区というか、どういうところが見直される対象になるのかを、何回とどういうところを見直す予定——予定は会議をしないとわからないと思ひますけれども、村としてどういう見解を持っているのかです。

それと、シークワサー振興室については、各種団体の5名というのがあるんですけども、これは21年の補助金申請願いの中にシークワサー産地振興協議会、ちょうど会長を副村長がなさっているようでありまして、事業費の中に目で広報活動費などあるんです。そういうところからの支出というのが検討されていなかったのかどうか、伺いたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 報酬のほうは、補正で対応するんじゃなくて、この繰越明許費の中に含まれているということでご理解いただきたいと思ひます。

それと、見直しの件なんです。もう村全体のすべてを見直しするというので、前回

の7号補正の中で、この防災計画のすべてを見直しして新たな策定をするということで説明したと思います。それで、おおむね5カ年をめどに変更ということがあるんですが、平成14年度に策定されておりますので、時期的にももう全体を見直しするというので今考えております。

委員会はまだ回数、この委員会の補正の最初の第1号の補正で、6月の補正で委員の報酬は上げたと思うんですが、ちょっと回数ははっきりしてはいないんですが、2回だったと記憶しております。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） シークワサー産地振興協議会の広報活動ということで、予算等にも計上されているということについてのご質問なんです、実際これまでの販売促進というキャンペーン的な活動というのは、正直申しまして、そういう今回予算を組まれたような取り組みはこの二、三年されておりませんが、産業祭り等、北部の産業祭り、村の産業祭り等、あと、この青切りに関しては酢の物用出荷式ということで、8月の第1週に本土の盆に合わせて大々的な出荷式ということで取り組んでおります。そのほかに、のぼりの作成等、あとシールの作成等、そういった形での広報活動としての取り組みとなっております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この防災の見直しについては、村長から答弁を求めたいんですが、やっぱり見直すということは、やっぱりいろいろな喜如嘉、田嘉里から津波まで各区に応じた防災対策も必要と考えられますので、ぜひ、この防災会議の委員会を数多く持っていて、各字で持っている問題点とか地形、すべて把握された上で計画がなされるようにお願いしておきたいと思っておりますけれども、その点について村長からの答弁と、あとシークワサー振興室については、やはりこういう事業、調査、広報活動費ということもあるので、その辺も含めて、行くという、キャンペーンすることは非常に大事なことなんですけれども、それと同時にマーケティングなどもきちっとそういうものに書かれていますので、きちっと調査を含めてやっていただきたいなと思っておりますので、この辺の見解をいただいて、質疑を終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま、一智議員の防災会議と、あるいはその実践に向けた取り組み等についてのご質問でございますが、確かにおっしゃるように、これは各地域に

密着したといえますか、立脚した、そういうことでないと、実際に何かぶつかったりするという実践の部分で不合理性が出てくると、これは実際の機能といえますか、そういった効果がどうなるんだろうかというふうに考えられますので、地域の実態をしっかり把握できるような、そんな調査も含めながら、委員会等でもしっかりと討議をさせていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 確かに、今後のマーケティングの重要性を痛感しているような状況でありまして、村としまして、大宜味村のシークワサー振興室と村の産地振興協議会と両者で、今年度3月末に向けて大宜味村シークワサー戦略ということで基本方針的なものを策定していこうと。今、それも作成中でありまして、その中では大きく5つの柱を立てまして、大宜味村の産業振興理念という形とシークワサー戦略基本目標、戦略展開の基本認識、4つ目にシークワサー振興における現状と歴史認識、5本目に、今、議員がおっしゃいましたシークワサー振興戦略展開ということでマーケティングとか、そういうシークワサーの生産年次計画等、このマーケティング展開方法ですね、今その辺を作成をしている最中でありまして、それに沿って、そういう議員の提案がありましたマーケティングについても力を入れてやっていきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第16 議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第17 議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第18 議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第19 議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第20 議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩します。

(午前10時30分)

---

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時37分)

---

### ◎諸般の報告

○ 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に平良嗣男議員、副委員長に大城佐一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎休会について

- 議長（宮城功光） お諮りします。委員会審査のため、3月11日、16日及び17日の3日間、また3月12日は知事公聴会のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、3月11日及び3月16日、17日の3日間、または3月12日は休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時38分）



# 平成21年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成21年3月13日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年3月13日 午前10時00分)

散 会 (平成21年3月13日 午前10時08分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
財 務 課 長 神 里 富 松	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	会 計 課 長 山 城 清 安

教育長 平 良 宏  
 選挙管理委員会書記長 島 袋 幸 俊  
 教育課長 友 寄 景 善  
 監査委員 宮 城 豊  
 農業委員会事務局長 新 城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 9 号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 10 号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 11 号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 12 号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	委員長報告 質疑～表決
5	議 案 第 13 号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補 正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議 案 第 14 号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補 正予算	委員長報告 質疑～表決

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議案第9号～議案第14号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、

採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、日程第4 議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第5 議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第6 議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の6件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年3月13日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会  
委員長 平 良 嗣 男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第9号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第10号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第11号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第12号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第13号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第14号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

(平良嗣男予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(平良嗣男) ただいま議題となりました議案第9号から議案第14号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、3月11日午前10時から審査を行いました。

6会計の補正予算は、当初予算及び数回の補正予算成立後の事情変更等により、予算措置を必要とする事務事業についての所要の補正を行うものであり、その審査結果は次のとおりであります。

6件の補正予算については、いずれも質疑、討論はありませんでした。

議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算及び議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の4件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の2件については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。  
先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第9号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第10号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第11号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第12号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第13号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第14号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時08分)

# 平成21年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成21年3月18日

## 1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成21年3月18日 午前10時00分)

閉 会 (平成21年3月18日 午前10時25分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

## 6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 7 号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する 条例	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
2	議案第8号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第15号	平成21年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第16号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第17号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第18号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第19号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第20号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	陳情第1号	妊婦検診の公費負担の拡充を求める要請書	委員長報告 質疑～表決
10	陳情第3号	学校給食に環境保全型農業で生産された農作物の使用促進に関する陳情	委員長報告 質疑～表決
11	意見案第1号	那覇空港拡張整備に関する意見書	提案説明 付託省略

---

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
(午前10時00分)
- 

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、  
採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件について一括して議題とします。  
一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成21年3月18日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会  
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第7号	職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	可 決 全会一致
議案第8号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第7号及び議案第8号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長の出席を求め、3月10日午後1時30分開会時間を午前11時に繰り上げて審査いたしました。

まず、議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、人事院勧告及び沖縄県人事委員会の勧告に基づき、職員の勤務時間「40時間」を「38時間45分」に改正するものとなっております。なお、本条例の施行は平成21年4月1日からとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、人事院勧告、沖縄県人事委員会の勧告及び近隣市町村との権衡、また職員との権衡を図るため改定するものです。内容につきましては、職務の級が5級以上である職員にあっては3号給、また55歳を超える職員で5級以上である職員にあっては2号給とする改正であります。本条例は公布の日から施行となっております。

本案について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第7号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号～議案第20号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、

#### 採決

- 議長(宮城功光) 日程第3 議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算、日程第4 議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算、日程第6 議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第7 議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算及び日程第8 議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の6件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

平成21年3月18日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会  
委員長 平 良 嗣 男

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第15号	平成21年度大宜味村一般会計予算	原案可決 賛成多数
議案第16号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第17号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第18号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第19号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 賛成多数
議案第20号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 賛成多数

(平良嗣男予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（平良嗣男） ただいま議題となりました議案第15号から議案第20号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会は、村長以下副村長、関係課長等の出席を求め、3月13日、16日、17日の3日間にわたって審査を行い、その結果は次のとおりとなっております。

まず、議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算は、診療所建設費、道路新設改良費及び住宅建設費等の増加により、対前年度比6.1%の伸びとなっております。

本案に対する討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、療養給付費負担金、財政調整交付金及び一般会計繰入金等の減により、対前年度比4.0%の減となっております。

議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算は、医療費支払基金交付金及び医療費国庫負担金の減により、対前年度比90.6%の減となっております。

議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、簡易水道事業費国庫補助金や水道使用料の減により、対前年度比5.1%の減となっております。

本3会計については質疑、討論もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、公共下水道費補助金及び公共下水道事業債の減で、41.0%の減となっております。

議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比5.4%の減となっております。

本2会計についても、いずれも質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6会計の予算総額は41億1,787万円で、対前年度比で570万円(0.14%)の増となっております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。よろしくお願いたします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第15号 平成21年度大宜味村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第16号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第17号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第18号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について討論を

行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第19号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第20号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第1号及び陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、  
採決

○ 議長（宮城功光） 日程第9 陳情第1号及び日程第10 陳情第3号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成21年3月18日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会  
委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

受理番号	受 理 年月日	件 名	審 査 の 結 果	委員会の意見	措 置
1	2 1 年 2月26日	妊婦検診の公費負担の拡充を 求める要請書	採 択 全会一致		
3	2 1 年 2月26日	学校給食に環境保全型農業で 生産された農作物の使用促進 に関する陳情	採 択 全会一致		地方自治 法第125 条の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第1号及び陳情第3号について、3月10日審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、2件の陳情については、質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第3号の採択に当たって、教育委員長へ送付することが適当との決定をいたしておりますので、議長において地方自治法第125条の規定による措置のお取り計らいをお願いいたします。

よろしくご審議のほどを申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 妊婦検診の公費負担の拡充を求める要請書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号 妊婦検診の公費負担の拡充を求める要請書について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 妊婦検診の公費負担の拡充を求める要請書について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第1号 妊婦検診の公費負担の拡充を求める要請書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第3号 学校給食に環境保全型農業で生産された農作物の使用促進に関する陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第3号 学校給食に環境保全型農業で生産された農作物の使用促進に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号 学校給食に環境保全型農業で生産された農作物の使用促進に関する陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第3号 学校給食に環境保全型農業で生産された農作物の使用促進に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

○ 議長（宮城功光） お諮りいたします。ただいま採択することに決定しました陳情第3号については、地方自治法第125条の規定により、教育委員長へ送付することにししたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、地方自治法第125条の規定により、教育委員長へ送付することに決定しました。

---

#### ◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第11 全員発議により提出されました意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。4番 東 武久議員。

（4番 東 武久議員 登壇）

○ 4番（東 武久） 意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年3月18日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 新城一智  
友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 那覇空港拡張整備の実現に向け関係機関へ要請するため。

#### 那覇空港拡張整備に関する意見書

那覇空港は、航空輸送のほかに高速輸送手段がない離島県沖縄にとって、県民生活や経済活動を支える重要な施設であるとともに、沖縄県が目指すアジア・太平洋地域における

国際交流・協力拠点形成を通じた持続的な振興発展に欠くことのできない中核施設であります。

那覇空港の現施設については、国と沖縄県が実施した「那覇空港の総合的な調査」において、2015年頃には航空旅客需要の増加に対応できないとされており、第2滑走路の早期整備が強く求められているところであります。

また、第2滑走路は、航空機事故などの際の代替機能確保の面からも非常に重要な施設となるものであります。

那覇空港の拡張整備については、去る12月15日に構想段階P I（パブリック・インボルブメント）がスタートし、新滑走路と現滑走路の離隔距離1,310m案と850m案の2案について、県民等の意見を募集しているところであります。

構想段階P Iの資料によると、1,310m案は850m案より工期が短く、事業費も安くなっており、また、長期展望においても、空港能力の向上のみならず、運用面や利便性の向上を最大限図ることができる案であります。

また、那覇空港の整備拡張については、地域の拠点的な空港として、国内航空ネットワークの充実や東アジア等の諸外国との直接交流を促進し、沖縄県が目指す観光客数1千万人の達成や国際物流関連産業の戦略的な展開などを視野に、沖縄の50年、100年先の将来発展をも展望しなければならないと考えるものであります。

さらに、那覇空港が所在する那覇市や近隣市町村の豊見城市、糸満市からも、航空機騒音の低減及び大嶺崎や瀬長島への影響等に対する懸念から、1,310m案を要望する意見が出されているところであります。

よって、那覇空港の拡張整備につきましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

#### 記

1. 新滑走路と現滑走路の離隔距離を1,310m以上確保し、早期に整備すること。
2. 事業実施にあたっては、漁業などへの影響にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣 財務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

沖縄総合事務局長

以上であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第1号 那覇空港拡張整備に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員